

# 宮崎県建築住宅センター友の会規約

(名称)

第1条 この会の名称は「宮崎県建築住宅センター友の会（以下「友の会」という。）」といいます。

2 友の会が親しみやすく、多くの方々に入会いただけるよう、必要に応じて愛称を設けることができるものとします。

(目的)

第2条 友の会は、一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、友の会会員（以下「会員」という。）の皆様に対し、建築・住宅関連業務に必要とされる専門的な情報やサービス等を提供するとともに、会員からの意見や要望等に応えることにより、会員をはじめ地域の皆様の住まいづくりやまちづくりに貢献することを目的とします。

(会員)

第3条 会員は、友の会の目的に賛同し、センターが実施する業務を利用していただく建築・住宅関係の法人又は個人の方とします。

(提供するサービス)

第4条 センターは会員に対して、会員専用ページにおいて次のサービスを提供します。ただし、

本サービスの内容は必要に応じて変更できるものとします。

- 一 センターが主催・後援する研修会等を優先して案内します。
- 二 センターの業務に関する情報提供を行います。
- 三 センターの業務に関する問い合わせ窓口を設けます。
- 四 メールマガジンの配信を行います。

#### (入会・登録)

第5条 入会を希望する方は、所定の登録手続きによって入会申込みを行ない、センターが入会

申込者を登録し、入会を希望する方へ登録完了の通知を行うことで入会手続きが完了します。

ただし、センターは次の場合には、入会申込者を登録しないことがあります。

- 一 入会申込み時に虚偽の事項を申告したことが判明した場合
- 二 センターが不相当と判断する行動を入会申込み者等が行った場合

#### (会費等)

第6条 友の会への入会費及び年会費は無料とします。ただし、サービスの内容によってはテキ

スト代の実費負担等、一部有償となる場合があります。

#### (会員パスワード)

第7条 会員パスワードは、会員本人の責任において管理するものとし、理由の如何を問わず、

第三者に使用させてはならないものとします。

2 センターは、会員パスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。

(変更の届出)

第8条 会員は、入会申込みの際に登録した内容に変更があった場合には、すみやかに所定の方法によりその旨を届け出るものとします。

(退会等)

第9条 会員は所定の退会手続きに従っていつでも退会することができます。

2 登録したメールアドレスに、センターから配信するメールマガジンが複数回不達となった場合や、その他の連絡方法等により連絡が取れなくなった場合には、当該会員が所定の変更手続きを行わない限り、当該会員の登録を取り消し、退会したものとします。

(会員資格の抹消)

第10条 センターは、会員が次のいずれかの事由に該当する場合、当該会員の登録を取り消し、会員資格を抹消することとします。

一 センターや他の会員又は第三者に対して不利益を与える行為を行った場合

二 本人若しくは所属する団体等が法律に違反する行為を行った場合

三 本人若しくは所属する団体等の行った行為が社会通念上不適当な行為とセンターが判断した場合

四 本規約のいずれかに違反した場合

五 その他友の会の趣旨に反する行為としてセンターが不相当と判断した場合

(登録情報及び個人情報保護)

第11条 入会にあたって会員から提供を受けた個人情報を含む登録情報は、センターが保有し、本サービスの提供以外の目的に使用しないとともに、当該会員の承諾によるものを除き、一切外部へ開示しないものとします。

(会員情報に関する権利)

第12条 センターは、会員から自己の会員情報について開示・変更・削除等を求められた場合には、特別な理由のない限り、これに応じます。

(著作権)

第13条 友の会を通じて提供される全ての情報やこれらの情報に関する著作権は、センター及び本サービスのコンテンツ提供者に帰属し、事前の承認なく複製、改変及び第三者への販売、公表等の行為を禁止するものとします。

(免責)

第 14 条 センターは、理由の如何を問わず、本サービスの提供の遅延又は、中断並びに会員資格の抹消により、会員又は第三者が被った損害等について、いかなる責任も負わないものとします。

2 センターは、センター及び会員が、本サービスを通じて得た情報等に起因して、会員又は第三者が被った被害等について、いかなる責任も負わないものとします。

3 センターは、センター及び会員が、本サービスを利用するに当たり、インターネット等の通信回線を通じて送受信される情報に関して、その安全性・機密性について、一切の保証責任を負わないものとします。

(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項についてはセンター理事長が別に定めます。